

インターネット接続サービス約款の別記事項

■最低利用期間（約款第 6 条）

6 ヶ月

■インターネット接続サービス取扱所（約款第 15 条等）

厚木伊勢原ケーブルネットワーク株式会社

神奈川県厚木市岡田 3050 厚木アクストメインタワー4F TEL:046-220-2018

■契約解除の方法（約款第 15 条等）

10 日以前にインターネット接続サービス取扱所に通知

■料金等の支払方法（約款第 26 条、第 30 条、第 31 条等）

当社の契約先の金融機関本支店の預貯金口座から自動振替（支払）

■電気通信設備の修理又は復旧の順序

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関が利用するもの 水防機関が利用するもの 消防機関が利用するもの 災害救助機関が利用するもの 秩序の維持に直接関係がある機関が利用するもの 防衛に直接関係がある機関が利用するもの 海上の保安に直接関係がある機関が利用するもの 輸送の確保に直接関係がある機関が利用するもの 通信役務の提供に直接関係がある機関が利用するもの 電力の供給に直接関係がある機関が利用するもの
2	水道の供給に直接関係がある機関が利用するもの ガスの供給に直接関係がある機関が利用するもの 新聞社等の機関が利用するもの 金融機関が利用するもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関が利用するもの
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

■電気通信設備の正常性確認方法（約款第 35 条）

1. センター局内の監視装置から受信、送信レベル等を確認。

2. 客先端末接続装置に試験用パソコン端末を接続し、外部ホストへ ping 等のコマンドを実行する。
3. 2と同様に WWW ブラウザなどのアプリケーションにて正常性を確認。